

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、グループ全体に適用される企業理念とYOKOGAWAグループ企業行動規範を定め、すべてのステークホルダーとの適切な関係を持ち、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めています。また、「企業は社会の公器である」との考えのもと、健全で持続的な成長により、株主、お客様、取引先、社会、社員等すべてのステークホルダーからの信頼に応えていくことを企業経営の基本的使命と位置付けています。

当社グループは、企業価値の最大化を実現するためには、コンプライアンスの徹底、リスクの適切な管理、株主をはじめとするステークホルダーとの建設的な対話のための情報開示等が重要と考えています。

当社グループは、こうした考え方からコーポレートガバナンスの継続的な充実に取り組む基本方針として「YOKOGAWAコーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、公開しています。

日本語: http://www.yokogawa.co.jp/cp/corporate/pdf/cg_guidelines.pdf

英語: http://www.yokogawa.com/pr/pdf/cg_guidelines-en.pdf

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

当社グループは、企業価値の維持・向上に資すると判断した場合に限り、政策的に株式を保有します。主要な政策保有株式については、毎年取締役会において、中長期的な観点からその保有目的、経済合理性等について検証を行い、妥当性を判断します。

また、政策保有株式の議決権行使については、当社及び投資先の中長期的な企業価値向上の観点から、十分に検討したうえで判断します。

具体的には、検証プロセスにおいて保有すると判断した政策保有株式については、基本的に投資先企業経営者による経営判断を尊重し議決権を行使しますが、以下の場合については賛否を十分に検討し、議決権を行使します。

- 1) 投資先企業に法令違反や不祥事、反社会的行為等が発生している場合
- 2) 合併・買収、営業譲渡等の組織再編、第三者に対する株式の有利発行等で、当社の企業価値を損なう可能性があるとして判断される議案の場合

【原則1-7】

当社と取締役、監査役およびその近親者ならびに主要株主との取引(以下「関連当事者間の取引」といいます)については、取引の有無に関する調査を毎年行い、取締役会に報告します。また、関連当事者間の取引については、会社法および金融商品取引法等、各種法令、規則に従い、取締役会で決議のうえ開示します。

【原則3-1】

(i) 当社は、会社の目指すところを「企業理念」として開示しています。また、経営戦略、経営計画は策定の都度、YOKOGAWAレポートや当社ホームページ等に開示します。現在の経営戦略、経営計画は「中期経営計画 Transformation 2017」¹⁾として開示しています。

企業理念:

「YOKOGAWAは 計測と制御と情報をテーマに より豊かな人間社会の実現に貢献する」、

「YOKOGAWA人は 良き市民であり 勇気をもった開拓者であれ」

中期経営計画 Transformation 2017:

日本語: <http://www.yokogawa.co.jp/cp/corporate/cp-corp-mtbp.htm>

英語: <http://www.yokogawa.com/pr/corporate/pr-corp-mtbp-en.htm?nid=megadlist>

YOKOGAWAレポート:

日本語: <http://www.yokogawa.co.jp/cp/ir/yr2015/index.htm>

英語: <http://www.yokogawa.com/pr/ir/yr2015/index.htm>

(ii) コーポレートガバナンスに対する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報、1. 基本的な考え方」に記載しています。また、コーポレートガバナンスの継続的な充実に取り組む基本方針として「YOKOGAWAコーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、公開しています。

(iii) 取締役の報酬等については、株主総会でご承認いただいた限度額の範囲内で、配分の決定の客観性及び透明性を高めることを目的に、取締役会決議に基づきその過半数を独立社外取締役とする3名以上の取締役で構成される「報酬諮問委員会」を設置し、同委員会の審議を経て決定しています。

取締役の報酬方針

社外取締役を除く取締役(執行役員を兼務する者を含む)の報酬等については、取締役の主な職務である職務執行機能及び執行役員等の業務の監督・監視機能を維持するために有効な水準とし、かつ業績に対する連動性を持たせた構成としています。具体的には、市場競争力を意識した水準とし、役割に応じた固定報酬、業績連動報酬(賞与)を報酬構成としています。

なお、今年度の賞与については、単年度経営計画と旧中期経営計画 Evolution 2015の目標値の達成状況に基づいて決定します。また、来年度以降については、中期経営計画 Transformation 2017の目標値の達成状況に基づいた、より中長期業績に連動する新しい報酬制度の導入にむけて準備を進めています。

社外取締役については、社外取締役の職責を考慮し、その報酬構成を固定報酬のみとしています。

(iv)取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成します。その構成を実現するため、取締役会決議に基づきその過半数を独立社外取締役とする3名以上の取締役で構成される「指名諮問委員会」を設置し、同委員会の審議を経て決定しています。

(v)取締役・監査役の選任理由は、次のとおりです。

取締役の選任理由の説明

| 【氏名】 | 【役職】 | 【選任理由】 |
|------|-----------|--|
| 海堀周造 | 取締役会長 | 海堀周造氏は、取締役会長として経営の監督を適切に行っています。さらに、取締役会議長を務め、取締役会を適切に運営しています。こうしたことから、コーポレートガバナンスのより一層の充実に適任であると判断し、取締役として選任しています。 |
| 西島剛志 | 代表取締役社長 | 西島剛志氏は、代表取締役社長として経営の監督を適切に行っています。さらに、当社経営会議議長を務めており、経営の指揮も適切に行っています。こうしたことから長期経営構想実現のリーダーとして適任であると判断し、取締役として選任しています。 |
| 黒須 聡 | 取締役専務執行役員 | 黒須聡氏は、取締役として経営の監督を適切に行っています。さらに、ソリューションサービス事業本部長として業務遂行も適切に行っています。こうしたことから持続的な企業価値の向上に適任であると判断し、取締役として選任しています。 |
| 奈良 寿 | 取締役 | 奈良寿氏は、取締役として経営の監督を適切に行っています。さらに、横河ソリューションサービス(株)社長として業務遂行も適切に行っています。こうしたことから持続的な企業価値の向上に適任であると判断し、取締役として選任しています。 |
| 中原正俊 | 取締役常務執行役員 | 中原正俊氏は、取締役として経営の監督を適切に行っています。さらに、IAプラットフォーム事業本部長として業務遂行も適切に行っています。こうしたことから持続的な企業価値の向上に適任であると判断し、取締役として選任しています。 |
| 穴吹淳一 | 取締役執行役員 | 穴吹淳一氏は、取締役として経営の監督を適切に行っています。さらに、経理財務本部長として業務遂行も適切に行っています。こうしたことから持続的な企業価値の向上に適任であると判断し、取締役として選任しています。 |

監査役の選任理由の説明

| 【氏名】 | 【役職】 | 【選任理由】 |
|------|-------|--|
| 小柳敬史 | 常勤監査役 | 小柳敬史氏は、常勤監査役として経営の監督を適切に行っています。さらに、当社グループの事業を熟知しており、その見識と経験を当社の監査に反映させることが適切であると判断し、監査役として選任しています。 |
| 牧野 清 | 常勤監査役 | 牧野清氏は、常勤監査役として経営の監督を適切に行っています。さらに、当社グループの事業を熟知しており、その見識と経験を当社の監査に反映させることが適切であると判断し、監査役として選任しています。 |

なお、社外取締役の選任理由につきましては、本報告書「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況、1. 機関構成・組織運営等に係る事項、【取締役関係】、会社との関係(2)」を、社外監査役の選任理由につきましては、本報告書「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況、1. 機関構成・組織運営等に係る事項、【監査役関係】、会社との関係(2)」をご参照ください

【補充原則4-1(1)】

取締役会における意思決定は、「意思決定規程」「取締役会規程」に基づき行われています。独立社外取締役を含む各取締役は、取締役会を構成する取締役として、業務執行に関する監督責任を負っています。また、法定事項および当社グループの経営に重大な影響を及ぼす、または当社グループにかかわる重要戦略事項等、上記規程により取締役会が決定すべきこととされている事項以外の当社グループの業務執行における重要案件についての決定は、経営会議に権限委譲しています。経営会議は代表取締役社長、執行役員、代表取締役社長に直結する子会社の社長および常勤監査役で構成されています。それ以外の経営および業務執行に関する事項の決定は、代表取締役社長に権限委譲しています。さらに代表取締役社長は、取締役会から委譲された権限を執行役員に委譲することができることとしています。経営会議の決議事項等は、上記規程により取締役会に報告することになっており、取締役会は、この報告等を通じて経営会議および各取締役、執行役員による意思決定および業務執行を監督しています。

【原則4-8】

当社の取締役の員数の3分の1以上は、独立社外取締役としています。現在、取締役は9名で、そのうち3名が独立社外取締役です。

【原則4-9】

当社は、「社外役員の独立性に関する基準」を策定し、これをコーポレートガバナンス・ガイドラインおよび本報告書「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況、1. 機関構成・組織運営等に係る事項、【独立役員関係】、その他独立役員に関する事項」に記載しています。

当社の独立社外取締役はこの独立性の基準を満たすとともに、経営者としての高い見識と当社とは異なった市場での豊富な経験を有しており取締役会等において多面的な意見陳述を極めて有効かつ適切に行っています。

【補充原則4-11(1)】

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成することとしています。これに基づき、取締役会の任意の諮問機関である指名諮問委員会で取締役・監査役候補の選考ならびに執行役員の人選を行うに当たっての方針と手続きを策定し、取締役会で決議をします。

【補充原則4-11(2)】

取締役・監査役の重要な兼職状況につきましては、以下の通りです。

| 【氏名】 | 【役職】 | 【重要な兼職状況】 |
|------|-------|---------------------------------------|
| 海堀周造 | 取締役会長 | HOYA(株)社外取締役 一般社団法人経営倫理実践研究センター理事長 |

なお、社外取締役の重要な兼職状況につきましては、本報告書「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況、1. 機関構成・組織運営に係る事項、【取締役関係】、会社との関係(2)」の適合項目に関する補足説明欄、社外監査役の重要な兼職状況につきましては、本報告書「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況、1. 機関構成・組織運営に係る事項、【監査役関係】、会社との関係(2)」の適合項目に関する補足説明欄、をご参照ください

【補充原則4-11(3)】

取締役会は、定期的に各取締役と監査役の評価に基づき取締役会の強みと実効性をさらに高めるための課題を明らかにし、当該課題に取り組むうえで重視すべき点を明確にするため分析・評価を行うこととしています。今年度は取締役会の外部評価を実施しています。評価結果については、適時適切に開示します。

【補充原則4-14(2)】

当社は、取締役および監査役がその役割・責務を果たすために必要なトレーニングおよび情報提供を適宜実施します。

- [1] 取締役または監査役が新たに就任する際は、法律やコーポレートガバナンスに関する専門家による講義や研修を行い、就任後も法改正や経営課題に関する研修を継続的に実施します。
- [2] 上記に加えて、独立社外取締役および独立社外監査役が新たに就任する際は、当社の事業内容の説明や主要拠点等の視察を実施します。
- [3] 取締役会は、毎年各事業の責任者より、事業戦略とその進捗状況等について、ヒアリングを実施します。
- [4] 当社は、独立社外取締役および独立社外監査役に対し、当社の事業課題等について、適時かつ適宜必要な情報提供を行います。

【原則5-1】

基本的な考え方

当社は、「企業行動規範」ならびに「ディスクロージャーポリシー」に則り、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため株主および投資家との建設的な対話を推進します。

株主および投資家との対話についてはIR担当役員を統括役員とし、対話を補助する部門間で確実な情報共有を行うなど、連携を確保します。対話の実施には統括役員傘下のIR担当部署が窓口となり、面談の目的等、必要に応じて取締役等経営陣が対応することを原則とし、速やかに対応します。対話は、直接面談を最重要視し、当社の理解促進に努めますが、海外株主などの要望に応じ、電話、Eメール等の手段でも対応します。また、対話においてはインサイダー情報の漏洩防止に努めます。

株主等との建設的な対話を促すため、例えば、初めての株主等との面談に関しては、財務情報だけでなく、非財務情報を含めて説明するなど、面談内容の充実にも努めるとともに、決算説明会、事業説明会、工場見学会等を通じて、株主・投資家の当社への理解が深まるよう努めます。統括役員およびIR担当部署は、社長と定期的にミーティングを行い、面談内容を必要に応じて、関係部門と共有、取締役会等に報告し、効果的対話の実現に向けた改善活動へつなげます。

2. 資本構成

| | |
|--|-------|
| 外国人株式保有比率 更新 | 30%以上 |
|--|-------|

【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|------------|-------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 30,381,500 | 11.31 |
| 第一生命保険株式会社 | 15,697,000 | 5.84 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 14,146,700 | 5.27 |
| 日本生命保険相互会社 | 13,484,615 | 5.02 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) | 12,142,600 | 4.52 |
| みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者資産 管理サービス信託銀行株式会社 | 11,261,000 | 4.19 |
| 横河電機持株会 | 6,734,281 | 2.51 |
| シービーニューヨーク オービス エスアイシーアーヴィー(常任管理人 シティバンク銀行株式会社) | 5,662,914 | 2.11 |
| ビーエヌワイエムエル ノントリーティー アカウント(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行) | 3,593,500 | 1.34 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口) | 3,461,600 | 1.29 |

| | |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | —— |
|-----------------|----|

親会社の有無

なし

補足説明 [更新](#)

1. 下記のとおり大量保有報告書の変更報告書が提出されていますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における、実質所有状況が確認できないため、上記大株主の状況には含めていません。

| 【氏名又は名称】 | 【報告義務発生日】 | 【所有株式数(千株)】 | 【割合(%)】 |
|--------------------|------------|-------------|---------|
| (1)三井住友信託銀行株式会社他2社 | 平成27年2月13日 | 19,023 | 7.08 |
| (2)株式会社みずほ銀行他3社 | 平成27年8月31日 | 18,382 | 6.84 |
| (3)フィデリティ投信株式会社 | 平成27年9月30日 | 18,063 | 6.72 |

3. 企業属性

| | |
|---------------------|---------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3月 |
| 業種 | 電気機器 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 1000億円以上1兆円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 50社以上100社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------------------|
| 定款上の取締役の員数 | 15名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 会長(社長を兼任している場合を除く) |
| 取締役の人数 | 9名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 3名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 3名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | | |
| 浦野 光人 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 宇治 則孝 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 関 誠夫 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|---|--|
| 浦野 光人 | ○ | (株)ニテレイ 相談役 三井不動産(株) 社外取締役 (株)リそなホールディングス 社外取締役 HOYA(株) 社外取締役 (株)日立物流 社外取締役 一般社団法人アグリフューチャー・ジャパン 理事長 一般社団法人日本経営協会 会長 当社と同氏は損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としています。 | 浦野光人氏は、同氏の経営者としての高い見識と豊富な経験を当社の経営に反映していただくことで、経営の妥当性、客観性、透明性を向上させるため、社外取締役として選任しています。また、同氏は、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしていることから、独立役員に指定しています。 |
| 宇治 則孝 | ○ | 日本電信電話(株) 顧問 第一三共(株) 社外取締役 | 宇治則孝氏は、同氏の経営者としての高い見識と技術開発に関する深い知見を当社の経営 |

| | | | |
|------|---|--|---|
| | | 公益社団法人企業情報化協会 会長 一般社団法人日本テレワーク協会 会長 当社と同氏は損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としています。 | に反映していただくことで、経営の妥当性、客観性、透明性を向上させるため、社外取締役として選任しています。また、同氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしていることから、独立役員に指定しています。 |
| 関 誠夫 | ○ | 帝人(株) 社外取締役 亀田製菓(株) 社外取締役 (株)ウェザーニューズ 社外取締役 当社と同氏は損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としています。 | 関誠夫氏は、同氏の経営者としての高い見識とエネルギー関連設備の制御に関する深い知見を当社の経営に反映していただくことで、経営の妥当性、客観性、透明性を向上させるため、社外取締役として選任しています。また、同氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしていることから、独立役員に指定しています。 |

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

| | 委員会の名称 | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 社外有識者(名) | その他(名) | 委員長(議長) |
|------------------|---------|--------|---------|----------|----------|----------|--------|---------|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 指名諮問委員会 | 5 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 | 社内取締役 |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 報酬諮問委員会 | 5 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 | 社内取締役 |

補足説明

<指名諮問委員会、報酬諮問委員会>

「指名諮問委員会」、「報酬諮問委員会」は、これまで取締役の報酬算定基準及び支給額の決定や取締役候補の選考及び次期社長人選の推奨機能に関して取締役会へ答申を行ってきた「指名・報酬委員会」を、コーポレート・ガバナンスの客観性、透明性をさらに高めていくと同時に、社外の視点をさらに生かした運営を進めていくために分割設置された当社取締役会の任意の諮問機関です。

【監査役関係】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の数 | 5名 |
| 監査役の数 | 5名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役会は、重点監査項目を定めた年間計画に基づき、監査役監査を実施しています。監査役は、内部監査担当部署及びコンプライアンス体制を推進する企業倫理担当部署との定例会合を実施し、内部監査の実施状況、コンプライアンス教育の実施状況及び内部通報制度の運用状況について情報交換を図っております。また、会計監査人とも定例会合を実施し、決算に関する状況などについて情報交換を図っています。

| | |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の数 | 3名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 3名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) |
|----|----|-----------|
|----|----|-----------|

| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
|-------|----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 麻崎 秀人 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 穴戸 善一 | 学者 | | | | | | | | | | | | | |
| 山下 泉 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|---|--|
| 麻崎 秀人 | ○ | DIAMアセットマネジメント(株) 代表取締役会長 デンヨー(株) 社外監査役 当社と同氏は損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としています。 | 麻崎秀人氏は、主に同氏の経験豊富な経営者の観点及び企業価値評価に関する高い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しています。また、同氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしていることから、独立役員に指定しています。 |
| 穴戸 善一 | ○ | 一橋大学 大学院国際企業戦略研究科 教授 穴戸善一法律事務所 弁護士 当社と同氏は損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としています。 | 穴戸善一氏は、主に同氏の経営財務、コーポレートガバナンスに関する専門的な知識と幅広い研究活動に基づく高い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しています。また、同氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしていることから、独立役員に指定しています。 |
| 山下 泉 | ○ | (株)イオン銀行 社外取締役 当社と同氏は損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としています。 | 山下泉氏は、同氏の経験豊富な経営者の観点と経済界における幅広い活動に基づく高い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しています。また、同氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしていることから、独立役員に指定しています。 |

【独立役員関係】

独立役員の数

6名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外役員における独立性の基準を以下のとおり定めています。

<社外役員の独立性に関する基準>

当社において独立役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。

[1] 当社およびその連結子会社(以下「当社グループ」という)の業務執行者またはその就任の前10年間に於いてそうであった者(注1)

[2] 当社の現在の主要株主(議決権割合10%以上)または最近5年間に於いてそうであった者(注2)

[3] 当社が現在主要株主である会社の業務執行者

[4] 当社グループの主要な取引先(直近事業年度または先行する3事業年度のいずれかにおける年間連結総売上高の2%を超える支払いをしているもしくは支払いを受けている)の業務執行者

[5] 当社グループから一定額(過去3事業年度の平均で1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額)を超える寄付

または助成を受けている公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等の業務執行者

[6] 当社グループから取締役を受け入れている会社の業務執行者

[7] 当社グループの主要な借入先の業務執行者または最近3年間においてそうであった者(注3)

[8] 当社グループの会計監査人または監査法人等の関係者または最近3年間においてそうであった者(注4)

[9] 上記[8]に該当しない弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントであって、当社グループから役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の報酬を得ている者

[10] 上記[8]に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファーム(過去3事業年度の平均で、その連結総売上高の2%を超える支払いを当社グループから受けた)の関係者(注5)

[11] 上記[1]から[10]([5]を除く)の親族(配偶者または二親等以内の親族もしくは同居の家族)

[12] 独立役員としての通算の在任期間が8年を超える者

注1: 業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者および使用人(本基準において「業務執行者」という)。

注2: 当社の現在または最近5年間における主要株主。主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者。

注3: 当社グループが借入れを行っている金融機関グループ(直接の借入先が属する連結グループに属するものをいう)であって、その借入残高が当事業年度末において当社の連結総資産の2%を超える金融機関グループ。

注4: 当社グループの会計監査人または監査法人の社員、パートナーまたは従業員である者、または最近3年間においてそうであった者(現在退職している者を含む)。

注5: 当該ファームの社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

社外取締役を除く取締役(執行役員を兼務する者を含む)については、取締役の主な職務である業務執行機能及び執行役員等の職務の監督・監視機能を維持するために有効な水準とし、かつ業績に対する連動性を持たせた構成としています。具体的には、市場競争力を意識した水準とし、役割に応じた固定報酬、業績連動報酬(賞与)を報酬構成としています。

社外取締役については、社外取締役の職責を考慮し、その報酬構成を固定報酬のみとしています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、株主総会でご承認いただいた限度額の範囲内で、配分の決定の客観性及び透明性を高めることを目的に、取締役会決議に基づきその過半数を社外取締役とする3名以上の取締役で構成される「報酬諮問委員会」を設置し、同委員会の審議を経て決定しています。

当社が、2015年3月期に支払った取締役及び監査役に対する報酬等の総額は以下のとおりです。

| | 【報酬等の総額】 | 【基本報酬】 | 【賞与】 |
|-------|-----------|--------|-------|
| 取締役 | 6名 169百万円 | 103百万円 | 65百万円 |
| 社外取締役 | 4名 32百万円 | 32百万円 | |
| 監査役 | 2名 60百万円 | 60百万円 | |
| 社外監査役 | 3名 29百万円 | 29百万円 | |

(注)1. 上記には、当事業年度中に退任した社外取締役1名を含んでいます。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。

3. 取締役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の第131回定時株主総会において1事業年度あたり12億円以内(但し、使用人分給与は含まない)と決議いただいています。

4. 監査役の報酬限度額は、2004年6月25日開催の第128回定時株主総会において1事業年度あたり1億5000万円以内と決議いただいています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

取締役会・監査役会の年間開催スケジュールを事前(前事業年度1月)に確定することによって、社外取締役・社外監査役ができる限り出席できる体制を整備しています。

臨時取締役会の開催に備え、書面決議を行える体制としています。

取締役会資料は、原則として事前に配布し、十分な検討時間を確保しています。また、決議事項のうち特に重要な案件については取締役会に先立ち事前説明を行うほか、決議を行う当該取締役会に先立つ取締役会において十分な議論の時間をとることとしています。

社外取締役及び社外監査役には経営会議の資料も送付している他、有価証券報告書・事業報告・決算短信等の法定開示資料、アニュアルレポート(2015年度より統合思考型報告書「YOKOGAWAレポート」を発行)・株主向け報告書、プレスリリース等の非法定開示資料、また、社内報、マスコミ掲載記事、証券アナリストの発行するレポート等の情報提供を行っています。

監査役室を設置し、取締役から独立した専任のスタッフを2名配置しています。社外監査役については同室が活動をサポートしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会

原則月に1度開催される取締役会は、独立社外取締役3名を含む9名で構成され、経営に関する意思決定機関として、グループ全体の経営方針・経営戦略の立案と業務執行の監視・監督を行っています。取締役の職務執行に関する規定を整備し、社外取締役を含む各取締役は取締役会を構成する取締役として、業務執行に関する監督責任を負う体制を整備しています。取締役数を15名以内とする旨を定款に定め、また、株主の信任に裏づけられた経営を実践するため、取締役の任期は1年としています。

監査役会

監査役会は、常勤監査役2名、社外監査役3名の計5名で構成され、原則月に1度開催しています。監査役は重点監査項目を定めた年間計画に基づき、監査役監査を実施しています。監査役は、取締役会、経営会議等の重要会議に出席するほか、内部監査担当部署、法務担当部署及びコンプライアンス体制を推進する企業倫理担当部署との定例会合を実施し、それぞれの活動状況等について、情報交換を行い、情報を共有するとともに、積極的に提言を行っています。また、会計監査人との相互の連携を深め、会計監査人と監査役会の定期的または随時の情報交換を行うことにより、両者の監査の品質向上と監査の効率化を図っています。

経営会議

取締役会は、意思決定の迅速化を図るため、業務執行にかかる意思決定を経営会議へ権限委譲しています。経営会議は、社長、執行役員、社長に直結する子会社の社長及び常勤監査役で構成され、原則月に1度開催しています。また、全ての決議内容は取締役会に報告しています。

指名諮問委員会、報酬諮問委員会

「指名諮問委員会」、「報酬諮問委員会」は、これまで取締役の報酬算定基準及び支給額の決定や取締役候補の選考及び次期社長人選の推奨機能に関して取締役会へ答申を行ってきた「指名・報酬委員会」を、コーポレート・ガバナンスの客観性、透明性をさらに高めていくと同時に、社外の視点をさらに生かした運営を進めていくために分割設置された当社取締役会の任意の諮問機関です。

会計監査人

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査について、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しています。2015年3月期(FY14)において、会計監査業務を執行した公認会計士等の内容は以下のとおりです。

会計監査業務を執行した公認会計士: 三澤幸之助、小林弘幸、大和田貴之
会計監査業務にかかる補助者の構成: 公認会計士9名、その他 16名

2015年3月期(FY14)における会計監査人に対する報酬額は以下のとおりです。

[1]【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

提出会社 : 90百万円
連結子会社 : 50百万円

[2]【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社の一部は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイト トウシュートーマツのメンバーファームに対して、監査証明業務等に基づく報酬を支払っています。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社の一部は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイト トウシュートーマツのメンバーファームに対して、監査証明業務等に基づく報酬を支払っています。

[3]【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

[4]【監査報酬の決定方針】

監査日数、作業内容等を監査人と協議の上、決定しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役設置会社である当社においてコーポレート・ガバナンスの実効性を確保するためには、監査機能の充実及び取締役会における透明性・客観性・妥当性の確保が必須と考えています。監査機能の充実という点では、監査役会を常勤監査役2名、社外監査役3名の計5名の構成とすることで、取締役の職務執行の適法性、効率性、合理性、意思決定のプロセスの妥当性などを厳正に監視・検証する体制を構築しています。また、取締役会における透明性・客観性・妥当性の確保では、取締役9名のうち3名を独立社外取締役とすることによって、株主をはじめとしたステークホルダーと経営者との利益相反行為が防止される体制とするなど、実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。今後も、この方針に従いコーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実を図っていきます。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|--|--|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 原則、株主総会の3週間前に発送しています。第139回 定時株主総会の招集通知は2015年6月2日に発送しました。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 第139回 定時株主総会は、集中日より2日早い2015年6月24日(水)に開催しました。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 第128回 定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使を実施しています。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 第130回 定時株主総会より、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム(ICJ)に参加しています。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 第139回 定時株主総会に関する英文招集通知は、招集通知発送後すみやかに東京証券取引所へ提出するとともに当社ウェブサイトに掲載しました。また、株主判明調査を行い、海外の実質株主へ英文招集通知を電子メールで送付しています。 |
| その他 | 当社は、「開かれた株主総会」を開催することを基本方針としています。当社ウェブサイトに、招集通知・決議通知・議決権行使結果の日本語版・英語版を掲載しています。 また、株主総会当日に使用した説明資料をすみやかにウェブサイトへ掲載しています。第136回 定時株主総会より、招集通知の提供書面のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.yokogawa.co.jp/)に掲載しています。 |

2. IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|---|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | ディスクロージャーポリシー及び適時開示体制概要書を作成し、当社ウェブサイトに掲載しています。 (和文) http://www.yokogawa.co.jp/cp/ir/keiei/cp-ir-keiei-disclosure.htm (英文) http://www.yokogawa.com/pr/ir/policy/ | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 個人投資家向けに定期的に電子メールで情報発信を行っています。また、当社ウェブサイトに個人投資家向けページを設け、当社の理解を深めていただけるようつとめています。また、2015年9月10日には吉祥寺において個人投資家向け説明会を開催いたしました。 (個人投資家の皆さまへ) http://www.yokogawa.co.jp/cp/ir/kojin/cp-ir-kojin-about.htm | なし |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 四半期決算発表毎に、証券アナリスト・機関投資家100名程度向けに決算説明会を実施しています。第2四半期及び第4四半期決算説明会では、代表取締役社長 西島剛志が当社の経営方針などを説明いたします。説明会の内容は、当社ウェブサイトに音声ファイルとして公開しています。また、アナリスト・機関投資家向けに、工場見学会を開催しています。 | あり |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催 | 欧州・北米・アジア等を定期的に訪問しています。また、国内で開催される証券会社主催のコンファレンスに代表取締役社長 西島剛志が参加し、海外投資家50名程度向けに、当社の経営方針を説明、Q&Aを通して当社の理解につとめました。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 以下の情報を下記当社ウェブサイトに掲載しています。 (和文) http://www.yokogawa.co.jp/cp/ir/index.htm (英文) http://www.yokogawa.com/pr/ir/index.htm (ウェブサイトに掲載している投資家向け情報) 決算短信・有価証券報告書・アナリスト説明会資料・中期計画資料 アナリスト説明会音声配信・Q&A(抜粋)・ファクトブック・東証開示資料 招集通知・決議通知・議決権行使結果・株主総会説明資料 コーポレート・ガバナンス報告書・株式取扱規程・定款 個人投資家向け説明会資料など | |

| | |
|------------------|---|
| IRに関する部署(担当者)の設置 | IR担当(情報取扱責任者):常務執行役員 経営管理本部長 鈴木 周志 IR事務連絡責任者 :コーポレート・コミュニケーション室長 川中 定 IR担当部署:コーポレート・コミュニケーション室 IRグループ (専任3名:うち女性1名) |
|------------------|---|

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | YOKOGAWAグループ企業行動規範の中で、お客様、株主、地域や社会、購買先、競争会社、政治や行政、従業員等のステークホルダーに対する基本姿勢を定め、下記当社ウェブサイトに公開しています。 http://www.yokogawa.co.jp/cp/corporate/cp-corp-rinen.htm |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 経営監査・品質保証本部内にCSR担当部署を設置し、環境保全活動及びCSR活動を積極的に展開しています。 また活動報告は、CSRレポートとして、下記当社ウェブサイトに公開しています。 http://www.yokogawa.co.jp/cp/csr |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | YOKOGAWAグループ企業行動規範に基づき、ステークホルダーに対するディスクロージャーポリシーを定め、適時開示概要体制書とともに下記当社ウェブサイトに公開しています。 http://www.yokogawa.co.jp/cp/ir/keiei/cp-ir-keiei-disclosure.htm |
| その他 | <p><更なる女性社員の活躍推進への取り組みについて> 当社は、新たなる価値創造とグローバルビジネス展開の加速を目的とし、多様な経験、知識、感性、視点、文化、価値観を持つ人財を積極的に採用、育成、活用していく「ダイバーシティ推進」に主眼を置き、女性社員の活躍を更に積極的に推進していきます。</p> <p>尚、長期的には現在の男女比率の改善やダイバーシティを推進すべく、採用数の女性比率3割を目標とし、多様な人財の採用を目指します。</p> <p>また、今年度も継続して女性社員と女性リーダー候補者の母数拡大をめざし、中長期的な育成計画等による女性社員のキャリア開発支援やマネージャーの意識転換を図る研修を行う予定です。</p> |

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(最終改訂 平成27年4月21日)

当社グループでは、コンプライアンスの基本原則を『YOKOGAWAグループ企業行動規範』として定めており、取締役が率先して企業倫理の遵守と浸透にあたっています。また、会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項及び同第3項に基づき、財務報告の信頼性の確保及び意思決定の適正性の確保などを含めた『YOKOGAWAグループ内部統制システム』を定めており、以下のとおり、当社グループの業務が適正かつ効率的に実施されることを確保するための内部統制システムとして整備しています。

取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制

- [1]. 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンスの基本原則を、『YOKOGAWAグループ企業行動規範』として定めています。取締役並びにグループ各社の取締役及びこれに相当する者(以下「取締役等」という。)は、これを率先し、企業倫理の遵守と浸透にあたっています。
 - ・グループを横断するコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握・対処のために、企業倫理担当部署を設置しています。
 - ・取締役会における意思決定は、『取締役会規程』『意思決定規程』に基づいて行っています。社外取締役を含む各取締役は、取締役会を構成する取締役として、業務執行に関する監督責任を負っています。社外監査役を含む監査役は、取締役の職務の執行に対して、『監査役監査基準』『監査役会規則』に基づく監査役監査を実施しています。
 - ・グループ各社の取締役会及びこれに相当する意思決定機関における意思決定は、当社の規程に準じてグループ各社において策定された規程に基づき行われています。グループ各社は、当社による監査役監査の対象とされており、定期的な往査も行われています。
- [2]. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・『取締役会規程』『伝達ならびに文書管理規程』『文書管理規則』に基づき、議事録及び保存すべき情報に関するルールと管理体制を定めています。
 - ・『秘密情報管理規程』『インサイダー取引防止に関する規程』に基づき、情報の機密性の区分に関するルールと管理体制を定めています。また、グループで業務に従事する者に対して、秘密保持に関する誓約を求めています。
- [3]. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・内部監査担当部署がリスク管理部署として、グループ各社のリスクを抽出・分析し、改善を提言するとともに、重要な事項は、取締役会及び監査役に報告しています。
 - ・危機事象に対する対応を、『危機管理規程』として定めています。代表取締役社長が危機管理委員長として、グループにおいて危機事象が発生した時の情報伝達と指揮命令を統制し、人的な安全の確保及び経済的な損失の最小化を図ります。
- [4]. 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・『取締役会規程』『意思決定規程』に基づき、取締役会における審議の充実と、経営会議などの取締役会以外の意思決定機関への権限委譲を図っています。
 - ・全社的な経営目標を定め、目標達成のための取り組みをレビューしています。単年度の経営目標については、組織毎に四半期単位でレビューし、年間目標の達成に向けた活動を展開しています。取締役会は、これらの経営目標の達成状況の報告を受け、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの活動を指示し、目標達成に向けて全社としての効率性を追求する仕組みを展開しています。また、経営目標の達成状況をリアルタイムで把握・報告・活用するために、経営情報システムの整備に努めています。
- [5]. 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・グループで業務に従事する者が取るべき行動を、『YOKOGAWAグループコンプライアンスガイドライン』として定めています。この中で、反社会的勢力とは一切係わり合いを持たず毅然とした対応を取ることを定めています。
 - ・代表取締役社長が法令等遵守の重要性を繰り返し伝えるとともに、企業倫理担当部署が中心となってコンプライアンスに関する教育を展開しています。
 - ・グループで業務に従事する者には、コンプライアンス違反行為、または違反の恐れがあると疑われる行為を認識した場合に、内部通報義務があることを『内部通報・相談規則』として定めています。また、そのための内部通報窓口を設置しています。
 - ・コンプライアンスの徹底状況について、企業倫理担当部署がモニタリングを実施し、重要な事項は、取締役会及び監査役に報告しています。
- [6]. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社は、関係会社管理規程等に基づき、グループ各社に対し、当社取締役会で決議された内部統制システムの基本方針に基づき、グループ各社の、それぞれの機能、体制に応じた最適な内部統制システムの整備等に関する指導・管理を行います。グループ各社は、関係会社管理規程等に基づき、当社に対して、自らの取締役等の職務の執行に係る事項を当社に対して適時・適切に報告しております。
 - ・『企業倫理システム』、『意思決定システム』、『業務マネジメントシステム』、『危機管理システム』、及び、『監査役監査の環境整備』からなる展開システムごとに責任部署を定め、グループを横断する規程を定めています。各システムの責任者は、システムの監査機能を有し、グループ各社のシステムが実効性・効率性を確保(維持改善)するよう活動します。重要な事項については、取締役会及び監査役に報告しています。
 - ・特に、財務報告の信頼性の確保の面では、経理業務の適正を確保するために、『グループ経理規程』を定め、グループ各社の経理業務を統制しています。また、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に対応するために、財務報告に係る内部統制の整備状況と運用状況に対する評価と開示の体制を整備しています。
 - ・『YOKOGAWAグループ内部統制システム』の有効性に関する内部監査は、『グループ経営監査規程』に基づき、内部監査担当部署が実施し、重要な事項は、取締役会及び監査役に報告しています。
 - ・監査役は、グループ会社における重要事項の決定について、直接または当該グループ会社の監査役から情報を入手し、確認することができることとしています。
- [7]. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・監査役室を設置し、専任者を含む人員を置いています。
- [8]. 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査役室の人員に関する人事異動は、監査役に事前に了解を求めています。
 - ・監査役室の人員に関する人事評価は、監査役会が指名する監査役が行うこととしています。
- [9]. 当社の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・ 当社の取締役及び使用人並びにグループ各社の取締役等、監査役及び使用人等は、以下に定める事項を監査役に報告することとしています。

- (a) 法令・定款違反に関する事項
- (b) 内部監査の状況及びリスク管理に関する重要な事項
- (c) 会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事項
- (d) 意思決定に関する重要な事項
- (e) 経営状況に関する重要な事項
- (f) 内部通報制度による通報状況に関する事項
- (g) その他、コンプライアンスに関する重要な事項

[10]. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・ 監査費用その他当社の監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査の実効性を担保するべく適切な金額を当社の予算に計上しています。

[11]. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・ 取締役会議長、代表取締役社長、内部監査担当部署、企業倫理担当部署、法務担当部署、会計監査人との定期的な意見交換の場を提供しています。また、取締役、重要な使用人からヒアリングを実施できる機会と環境を提供しています。

・ 必要に応じて、外部の専門家を任用することができることとしています。現在、監査役会として弁護士と顧問契約を締結しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方>

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの不当・不法な要求に対しては毅然とした態度で臨み、関係を一切もたないことを基本方針としています。また、反社会的勢力がかかわりを持ってきた場合には、組織を挙げて対応し、社会の秩序・安全の維持に貢献していきます。

社内体制の整備状況

1. 反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力による被害を防止するために、『YOKOGAWAグループ企業行動規範』及び『YOKOGAWAグループコンプライアンスガイドライン』のなかでその対応を定めています。
2. 反社会的勢力への対応を統括する部署を総務部内に設け、同部内に不当要求防止責任者を置いています。総務部では外部専門機関と連携して対応する社内体制を構築しており、その対応マニュアルを整備しています。また、外部専門機関より反社会的勢力に関する情報を定期的に収集しており、その内容を踏まえ、関連部署に対し必要に応じて情報提供、啓蒙活動、研修を実施しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

東京証券取引所において適時開示したとおり、当社は、2014年5月13日開催の取締役会において、第138回定時株主総会終結の時をもって有効期間満了を迎える「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続導入の件」を継続しないことを決議しました。

詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載の2014年5月13日付IR情報「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続に関するお知らせ」(<http://www.yokogawa.co.jp/cp/ir/pdf/2014/20140513.pdf>)をご覧ください。

尚、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は以下のとおりです。

<会社の支配に関する基本方針>

1. 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、なにより当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことが可能な者である必要があると考えています。

当社グループは、企業理念を「YOKOGAWAは計測と制御と情報をテーマにより豊かな人間社会の実現に貢献するYOKOGAWA人は良き市民であり勇気をもった開拓者であれ」と定めています。この理念のもとに、企業活動を健全に継続し、企業価値を最大化する「健全で利益ある経営」をするとともに、お客様の視点で、お客様の付加価値向上につながるソリューションサービスを提供することで、地球環境保全、持続可能な社会の実現に貢献していくことが、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えています。

また、当社は、公開会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、当社株式に対する大規模な買付行為があった場合においても、これが当社の企業価値の向上及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主や会社に対して、買付に係る提案内容や代替案を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益に対する侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式等の売却を事実上強要するおそれのあるもの、買付条件が当社の企業価値・株主共同の利益に鑑み不十分又は不適当であるもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも想定されます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

2. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記の基本方針を実現するため、企業理念のもとに、企業活動を健全に継続し、企業価値を最大化する「健全で利益ある経営」をするとともに、お客様の視点で、お客様の付加価値向上につながるソリューションサービスを提供することで、地球環境保全、持続可能な社会の実現に貢献していくことに加え、以下のとおりコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいます。

当社グループでは、健全で持続的な成長を確保し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーからの社会的信頼に応えていくことを企業経営の基本的使命と位置づけており、「健全で利益ある経営」を実現するための重要施策として、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいます。

当社取締役会では、当社グループの事業に精通した取締役と、独立性の高い社外取締役による審議を通して、意思決定の迅速性と透明性を高めています。また、社外監査役を含む監査役による監査を通して、取締役の職務執行の適法性、効率性、合理性、意思決定プロセスの妥当性等を厳正に監視・検証し、経営に対する監査機能の充実に図っています。

当社グループでは、コンプライアンスの基本原則を「YOKOGAWAグループ企業行動規範」として定めており、取締役が率先して企業倫理の遵守と浸透にあたっています。また、財務報告の信頼性の確保及び意思決定の適正性の確保などを含めた「YOKOGAWAグループ内部統制システム」を定めており、当社グループの業務が適正かつ効率的に実施されることを確保するための内部統制システムを整備しています。

内部統制システムの有効性については、内部監査担当部署が年間計画に基づき内部監査を実施し、重要な事項について取締役会及び監査役に報告しています。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記の基本方針のもと、平成19年6月27日開催の当社第131回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入の件」について承認をいただき、その後、平成21年6月29日開催の当社第133回定時株主総会での継続導入の承認決議を経て、平成23年6月24日開催の当社第135回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続導入の件」（以下「本プラン」といいます。）の承認をいただきました。

当社は、平成26年6月25日開催の第138回定時株主総会の終結の時をもって有効期間満了を迎える本プランの取扱いについて検討した結果、現在の経営環境を前提とすると、本プランを継続することが必要不可欠なものではないと判断し、平成26年5月13日開催の取締役会において、かかる有効期間満了をもって本プランを継続しないことを決議しました。

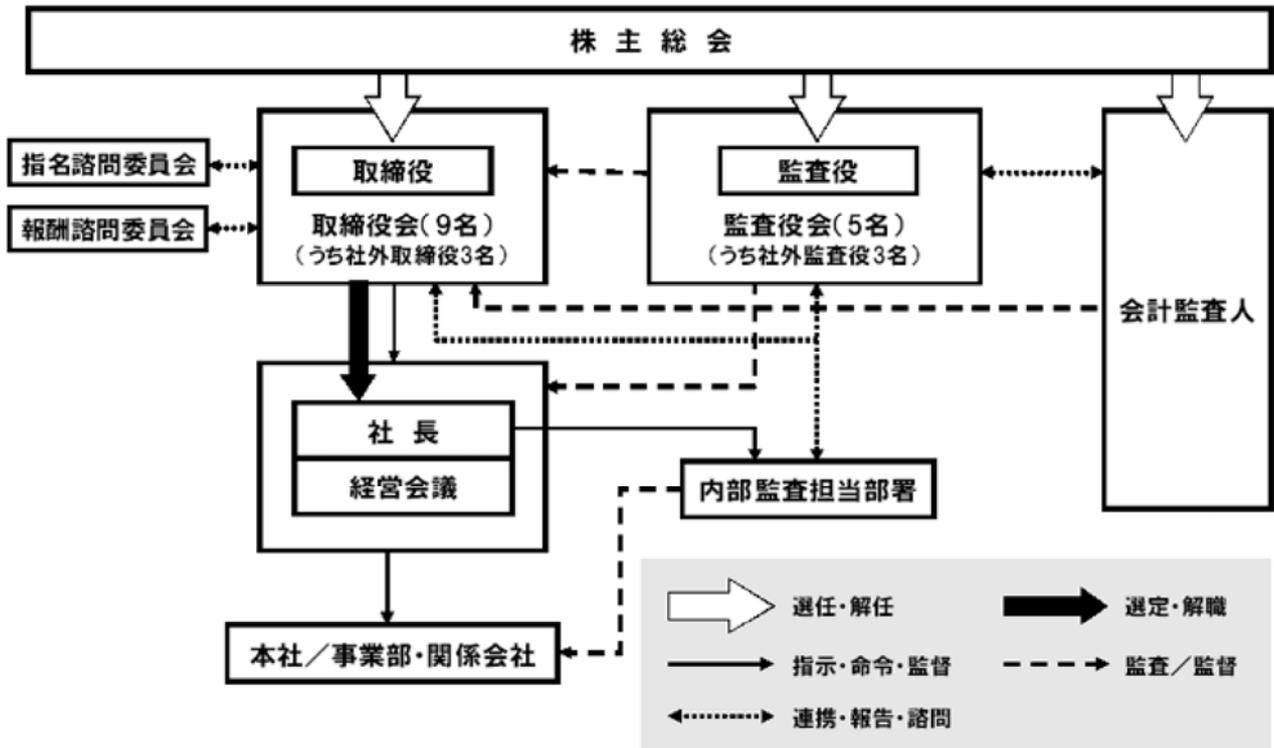
もともと、当社は、本プランの有効期間満了後も引き続き、当社株式に対して大規模な買付行為や買付提案を行おうとする者に対しては、関係する法令に従い、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の開示を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示するとともに、株主の皆様への検討に必要な時間の確保に努めるなど、適切な措置を講じていきます。

4. 基本方針の実現に資する取組みについての取締役会の判断

当社は、上記基本方針を実現するための取組みとして上記2.及び3.の取組みを進めることにより、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながれると考えていると同時に、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模な買付行為や買付提案を行うことは困難になるものと考えています。また、大規模な買付行為や買付提案を行う者が現れた場合も、その是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報及び時間の確保に努めるなど、適切な措置を講じていきます。したがって、上記2.及び3.の取組みは基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<コーポレートガバナンス体制の概略図>



適時開示体制概要書

横河電機株式会社
(コード番号 6841 東証第一部)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1. 適時開示のポリシー

当社は投資者の皆様に適切な投資情報をお届けするために、透明性・公平性・継続性を原則としてタイムリーな情報開示を行っております。具体的には東京証券取引所の適時開示規則に従った情報その他の重要な情報を迅速に公開するほか、当社を理解していただくために有効な、重要事実以外の情報につきましても積極的に開示しております。

2. 適時開示の担当部署

当社では会社情報の適時開示について、本社 I R 部門が窓口となり以下の体制にて情報の収集・重要性の判断を行っております。

(会社情報収集)

当社及び子会社において発生した重要事実・決議事項は法令及び取締役会規程・意思決定規程・危機管理規程その他社内規程に基づき、取締役会、経営会議及び危機管理委員会に直ちに報告される体制をとっております。

(適時開示の判断)

情報の集約は取締役会、経営会議、危機管理委員会メンバーである、I R 担当役員（東京証券取引所へ届け済みの情報取扱責任者）が行います。I R 担当役員は、適時開示担当部署である本社 I R 部門の長へ情報伝達を行うとともに関連部署と協議し、東京証券取引所の適時開示規則および金融商品取引法に従い、適時開示の要否について判断しております。

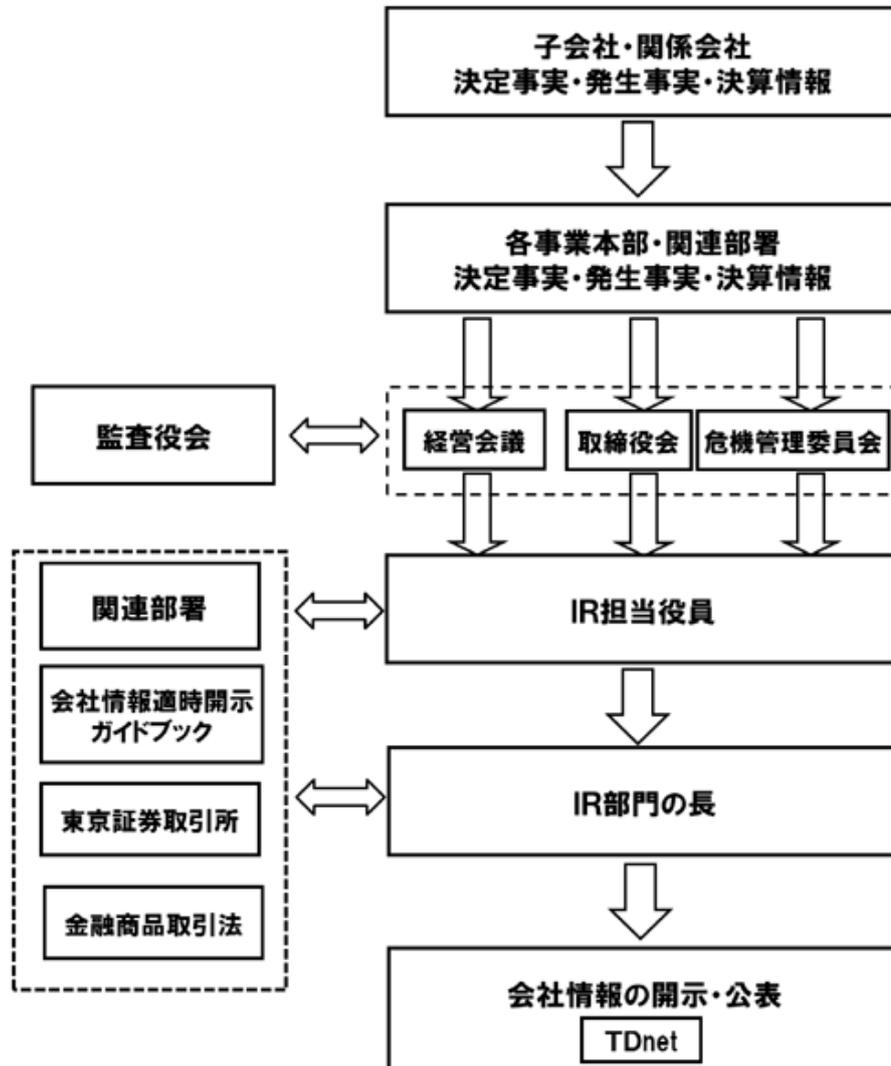
(外部公表)

会社情報の開示につきましては、本社 I R 部門が東京証券取引所の適時開示規則に従いすみやかに行っております。

以上

<参考>

適時開示に係る社内体制の概略図



<ディスクロージャーポリシー>

ディスクロージャー（情報開示）の方針

当社は、YOKOGAWA グループの企業行動規範において、「お客様に製品やサービスを安全に、また満足して使用していただくため、正確で十分な情報を提供します。」「株主に積極的に情報を開示し経営内容を正しく伝えます。株主とは健全で透明な関係を維持します」と定めこれをディスクロージャーの基本姿勢としています。ディスクロージャーにあたっては、株主・投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆様に、当社に関する重要な情報を正確にわかりやすくご理解いただくために、情報の適時性・透明性・公平性・継続性の確保を基本方針としています。

なお、インサイダー情報の管理については、別途「インサイダー取引防止に関する規程」を社規に定め、適切な管理に努めています。

情報開示基準

当社は、金融商品取引法、その他の法令および東京証券取引所の定める適時開示規則に従い情報開示を行っています。またこれら以外に、投資家の投資判断に影響を与えると思われる情報につきましても積極的に開示してまいります。

情報の開示方法

適時開示規則に該当する情報の開示は、同規則に従い、東京証券取引所への事前説明の後、すみやかに東京証券取引所の適時情報開示システム（TDnet）にて行います。公開した情報は、当社のウェブサイトにも速やかに掲載する方針です。また、適時開示規則に該当しない情報を開示するにあたっては、適時開示の趣旨を踏まえて適正な方法により当該情報が正確かつ公平に投資家の皆様に伝達されるよう配慮しています。

将来の見通しに関して

当ウェブサイトに掲載している情報のうち過去の歴史的事実以外のものは、将来の見通しです。これらは、現時点で入手可能な情報から得られた経営者の判断に基づいていますので、実際の業績は、経済情勢、市場動向、税制や諸制度の変更などさまざまな要因によって、これらの見通しと異なる可能性があります。従いまして、当社の業績、企業価値を検討するにあたっては、これらの見通しのみにも全面的に依拠することはお控え頂くようお願いいたします。

沈黙期間

当社では、決算発表資料準備期間中に株価に影響のある情報が漏れることを防ぐために、決算期日の翌日から決算発表日までを「沈黙期間」として、決算に関するコメントや質問への回答を控えさせていただいております。ただし、沈黙期間中に判明した業績予想と既に発表した予想が大きく乖離する場合には、適時開示規則に従い TDnet、プレスリリース、ホームページへの掲載により業績予想修正として情報開示を行うこととしております。